

ノーベルフード（Novel Food：新規食品）

ノーベルフードに関しては多くの国が欧州連合（EU）の示した文書の定義などを参照としている。EUにおける新規食品の定義は新規則（(EU)2015/2283）の第 3 条に示されており、「新規食品（Novel Food）」とは、1997 年 5 月 15 日以前に EU 内で人間によってほとんどあるいは全く消費されていなかった食品または食品原料を指す概念である。新規食品には、10 のカテゴリーが示されている。植物からの新たな抽出物、第三国からの農産物（例：チアシード）、新たな生産工程を用いて製造された食品、新たな栄養素源など、幅広い食品が含まれる。

新規食品には新規則第 2 条には、個別の EU 規則で別途規制されている遺伝子組換え食品、食品酵素、食品添加物、食品香料および抽出溶媒については、各個別規則が適用され、新規食品規則は適用されないとしている。

新規食品に該当する食品を EU 内で販売するには、欧州委員会の認可を受けなければならない。自身の販売しようとする食品が既に新規食品として認可されているかどうかは、問い合わせ先のリストが示されており、確認することができる。食品事業者が所轄当局に照会する際の手順は、実施規則（EU）2018/456 で定められている。EUにおける新規食品（Novel Food）規制については、2018 年に日本貿易振興機構が作成した文書に詳しくまとめられているので参考にさせていただきたい。

海外では、新規食品については、地域や国の法規制、業界規格に適合する必要があると考えられている。EU が示したノーベルフードに関する安全性に関する要件などを求めており、対象となる食品種などは、地域の特性などにより異なっている。近年細胞培養によるたんぱく源の研究・開発が急速に進んでおり、これらの安全性については、ノーベルフードの安全性の考え方に加え、当該食品固有の課題に関して整理したのち安全性に関する検討が進められている。

（五十君 静信）